

環境影響評価について

2021年10月18日

中部国際空港将来構想推進調整会議検討部会

1. 空港島建設時の環境影響評価について

■ 法的根拠

本事業の環境影響評価は「運輸省所管の大規模事業に係る環境影響評価実施要領（運輸省所管の大規模事業に係る環境影響評価の実施について）」（昭和60年4月26日付 運輸大臣通達）に基づいて実施。

ただし、環境影響評価の項目の選定、予測・評価の実施に当っては、1997年（平成9年）6月に公布された環境影響評価法の趣旨を踏まえた。

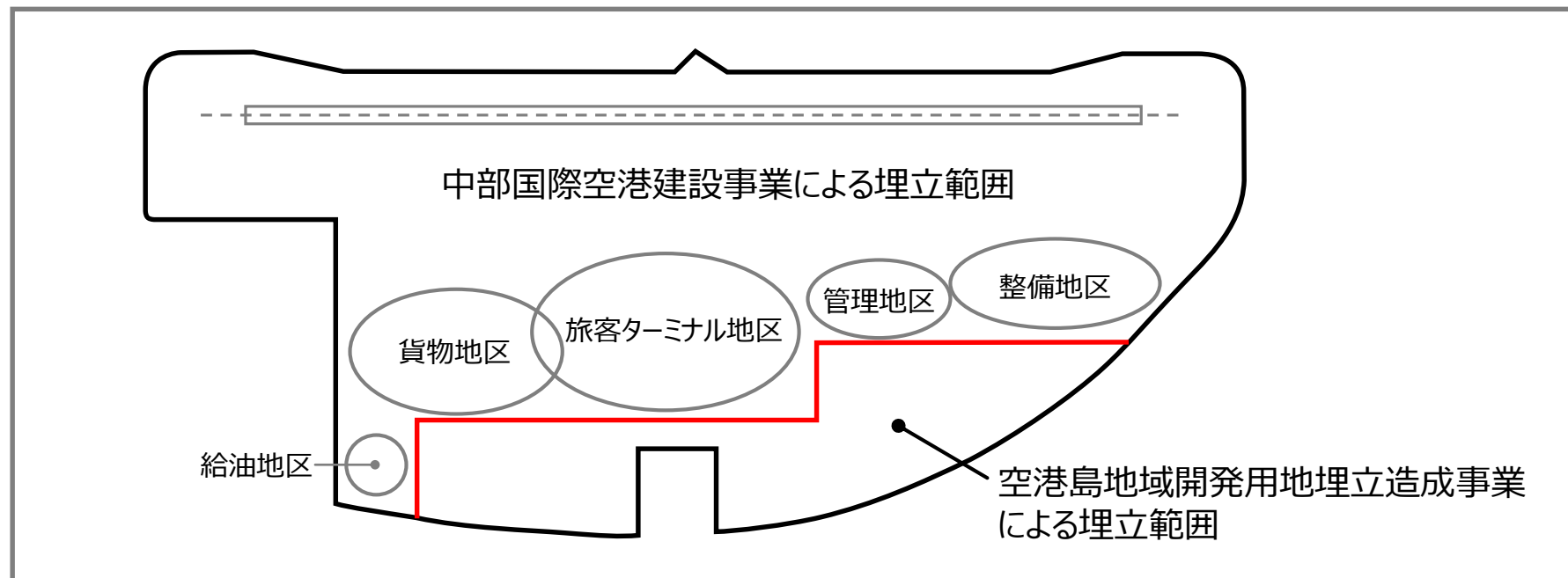
■ 環境影響評価の経緯

- | | |
|-----------------|---|
| 1997年（平成9年）3月 | 中部新国際空港推進調整会議で空港計画案、環境影響予測案、アクセス整備方策案などを公表。 |
| 1998年（平成10年）3月 | 中部新国際空港推進調整会議が「中部国際空港の計画案（最終とりまとめ）」を公表。 |
| 1998年（平成10年）6月 | <u>環境影響評価方法書の縦覧開始。</u> |
| 1998年（平成10年）12月 | <u>環境影響評価準備書の縦覧開始。</u> |
| 1999年（平成11年）6月 | <u>環境影響評価評価書の縦覧開始。</u> |
| 1999年（平成11年）8月 | 飛行場設置許可を運輸大臣に申請、公有水面埋立免許を愛知県知事に出願。 |
| 2000年（平成12年）4月 | 運輸大臣が空港会社に飛行場設置許可。 |
| 2000年（平成12年）6月 | 愛知県知事が公有水面埋立免許を交付。 |
| 2000年（平成12年）8月 | 空港会社が護岸工事に着手。 |

1. 空港島建設時の環境影響評価について

■ 対象事業の概要

中部国際空港株式会社が行う中部国際空港建設事業と愛知県が行う空港島地域開発用地埋立造成事業が一体的に実施されたため、両事業を併せて環境影響評価を実施。



✓ 事業の規模

中部国際空港建設事業	空港島地域開発用地埋立造成事業
滑走路 : 1本、3,500m 空港用地面積 : 約470ha	空港島地域開発用地面積 : 約110ha

1. 空港島建設時の環境影響評価について

■ 影響要因と環境要素の関係

環境要素の区分			環境要因の区分		工事				存在・供用		
			細区分	細区分	護岸工事	埋立工事	工事施設建設	工事用資材の搬出入	空港島・施設の存在	航空機の運航	空港施設の供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化硫黄		○	○	○	○		○	○
			二酸化窒素		○	○	○	○		○	○
			一酸化炭素		○	○	○	○		○	○
			浮遊粒子状物質		○	○	○	○		○	○
			炭化水素							○	○
			光化学オキシダント							○	○
			粉じん			○	○	○			
		騒音	建設作業騒音		○	○	○				
			道路交通騒音					○			○
			航空機騒音（低周波音を含む）							○	
	振動	道路交通振動					○			○	
	悪臭			○	○						
	水環境	水質	水の汚れ（化学的酸素要求量、全窒素、全燐）						○		○
			水の濁り（浮遊物質質量）		○	○					
			水素イオン濃度			○					
水温										○	
底質			○	○							
土壌環境・その他の環境	地形・地質	海浜地形						○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物・植物	水生生物（海域生物）		○	○			○		○	
		陸生生物		○	○			○	○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系		○	○			○		○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○	○			○		○	
環境への負荷	廃棄物等			○		○				○	
	温室効果ガス等			○	○	○	○		○	○	

1. 空港島建設時の環境影響評価について

(航空機騒音についてのみ記載)

■ 存在・供用が環境に及ぼす影響の予測及び評価結果

- ✓ 航空機騒音に係る環境基準であるWECPNL70を超える範囲は全て海域にとどまっており、環境基準を満足している。

- 航空機騒音の予測結果（施設の利用が最大となる時期）〔1999年6月環境影響評価書より〕

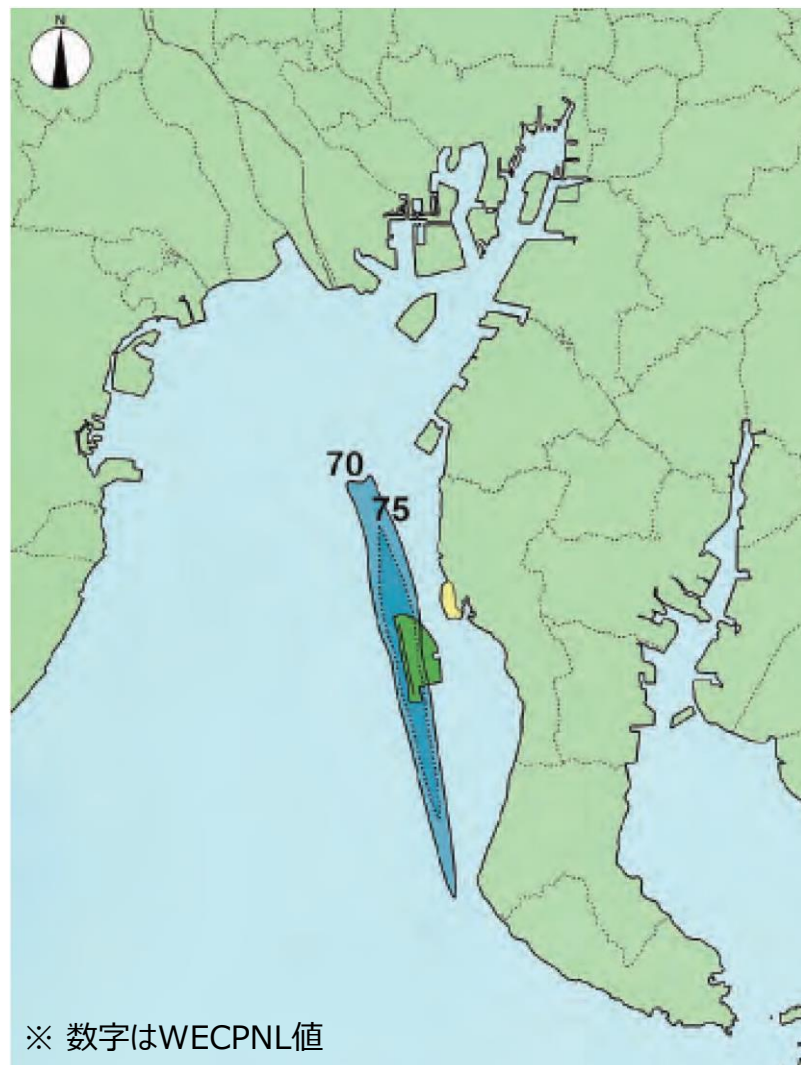
環境保全の基準又は目標（航空機騒音に係る環境基準）

地域の類型	該当地域	目標値 (WECPNL)
I	専ら住居の用に供される地域	70以下
II	I以外の地域であって通常的生活を保全する必要がある地域	75以下

注.地域の類型は環境庁告示第154号（昭和48年12月27日）による

■ 環境監視

- ✓ 開港後も航空機騒音の影響を監視するため、伊勢湾沿岸地域に測定局を設置してデータを把握するなど、環境監視に努めている。
- ✓ 航空機騒音の測定結果については、外部の学識経験者で構成される検討委員会の公平、中立な評価を受け、年報としてとりまとめ公表している。



2. 航空機騒音の環境監視結果について

■ 環境監視（実施中）の概要

空港島外に固定の4局の測定局を設置して連続測定を行う常時監視調査や、移動式の測定局により一定期間の測定を行う定期監視調査で、実態を把握。

2019年度の監視結果は以下のとおり、全ての調査地点において「航空機騒音に係る環境基準」の「専ら住居の用に供される地域」に適用される値（Lden57dB）を下回っている。

■ 航空機騒音常時監視調査結果（2019年度）

調査地点名	Lden (dB)	測定された機数(機) (注1)		時間帯別 LAeq (dB)			測定日数 (日)	(参考)	
		年間合計	日平均	7:00~19:00	19:00~22:00	22:00~7:00		WECPNL	ピークレベルの パワー平均値(dB)
①常滑市立鬼崎中学校 (注2)	43	29,460	81	42	41	34	364 (注3)	56	60
②美浜町野間(ちびっこ広場)	44	24,981	68	40	42	35	366	55	59
③弥富市立大藤小学校	45	19,518	53	44	46	31	366	56	63
④木曾岬町東部公民館	45	19,393	53	44	46	31	366	56	63

注1:「測定された機数」とは、航空機騒音が暗騒音より10dB以上高くなった航空機の機数である。
 注2:2018年8月9日(木)~2020年5月29日(水)までは、常滑市立鬼崎西保育園で測定を実施。
 注3:5月30日(木)~5月31日(金)までの2日間は、測定機器の再設置工事のため欠測。

■ 航空機騒音定期監視調査結果（2019年度、各7日間連続測定）

調査地点				調査結果									
地区	番号	市町村名	施設名所	調査期間1 (注1)				調査期間2 (注2)					
				Lden (dB)	測定された機数(機)(注3)	測定された機数の1日平均	測定日数(日)	(参考) WECPNL	Lden (dB)	測定された機数(機)(注3)	測定された機数の1日平均	測定日数(日)	(参考) WECPNL
愛知県 知多地区	T1	常滑市	常滑西小学校	39	362	52	7	52	40	437	62	7	54
	T2	南知多町	町民会館						40	110	34	7	53
愛知県 海部地区	A1	愛西市	愛西市役所	41	321	46	7	52					
	A2	弥富市	十四山西部小学校	45	582	83	7	56					
	A3	弥富市	鍋田公民館	48	657	94	7	59					
三重県	M1	桑名市	大山田地区市民センター(注4)	37	137	20	7	49					
	M2	木曾岬町	農村集落多目的共同利用施設	43	579	83	7	54					
	M3	四日市市	海蔵地区市民センター	39	116	17	7	49					
	M4	伊勢市	神社みなとまち館						39	116	29	7	52

注1:調査期間1:2019年06月22日(土)~06月28日(金)
 注2:調査期間2:2020年02月22日(土)~02月28日(金)
 注3:「測定された機数」とは、航空機騒音が暗騒音より10dB以上高くなった航空機の機数である。
 注4:大山田地区市民センターでの設置作業が困難なため、陵成中学校にて実施した。

■ 航空機騒音の調査地点



3. 今後想定される環境影響評価について

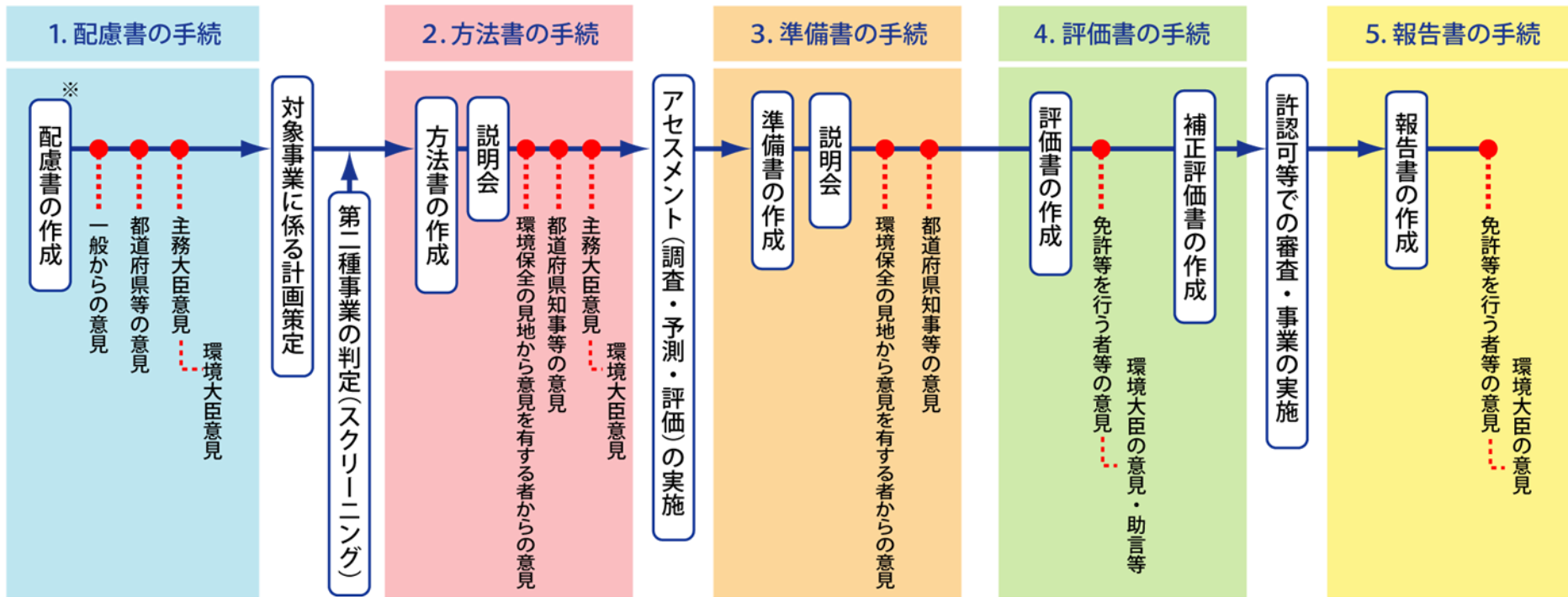
■ 法的根拠

環境影響評価法（平成9年法律第81号）において、第1種事業（滑走路を新設する場合は滑走路長2,500m以上）を実施する場合は、環境影響評価を実施することが義務付けられている。

また、第2種事業（滑走路を新設する場合は滑走路長1,875m以上2,500m未満）の場合は環境影響評価を実施する必要があるか否かを国土交通大臣が愛知県知事の意見を勘案して決定することになっている。

ただし、愛知県の条例では、滑走路長1,875m以上2,500m未満の滑走路の新設も環境影響評価の対象となっている。

■ 環境影響評価の進め方（法に規定する手続）



※配慮書の手続については、第2種事業では事業者が任意に実施する。

出典：環境省 環境影響評価情報支援ネットワーク HP